

益子町
自主防災組織初動マニュアル

平成 25 年 3 月

益 子 町

益子町自主防災組織初動マニュアル

目 次

| | | |
|-------|--------------------------|----|
| 第 1 章 | 益子町自主防災組織初動マニュアルの目的..... | 1 |
| 第 2 章 | 自主防災組織の構成 | 1 |
| 第 3 章 | 日常生活での備え | 2 |
| 第 4 章 | 各種訓練の実施 | 3 |
| 第 5 章 | 地震時の初動体制 | 6 |
| 第 6 章 | 風水害時の初動体制 | 10 |
| 第 7 章 | 隊員の心構えと行動基準 | 14 |
| 第 8 章 | 自主防災組織の規約例 | 16 |

第1章 益子町自主防災組織初動マニュアルの目的

このマニュアルは、阪神淡路大震災・中越地震・東日本大震災等の災害の教訓を踏まえ、大規模災害時に迅速かつ的確に対応するため、益子町における各自主防災組織の「初動マニュアル」を作成したものである。

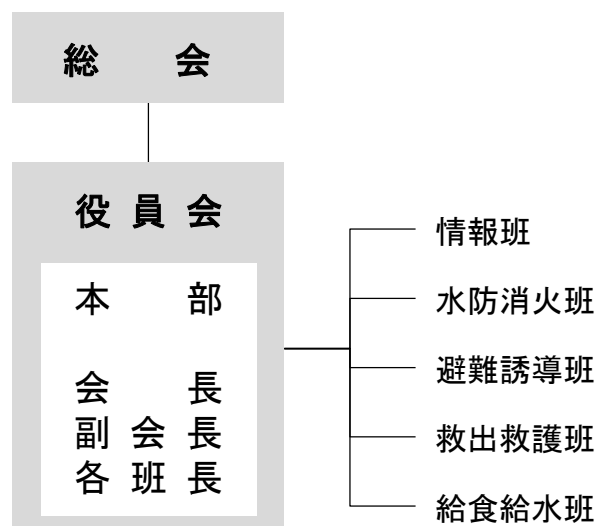
一旦、災害が発生すると、単なる一次災害にとどまらず、災害が災害を引き起こし、はかり知れない被害に発展する恐れがある。このような災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるためには、全隊員をあげて的確、果敢に対処しなければならない。その活動を担う一人ひとりの役割は極めて重要である。隊員は災害時の重要な役割を十分理解・認識し、災害が発生したときは、地区住民の期待に応えるため、この「初動マニュアル」にしたがって迅速に行動するものとする。

第2章 自主防災組織の構成

本部を中心に、情報班、水防消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班などの各班を設置する。これらの基本的な班に加え、地域の現状や特性に応じた組織構成を考えることも重要である。

本部は、会長、副会長、各班の班長などの役員によってされる。また、メンバーを振り分ける際は、参加する住民一人ひとりの適性や事情に配慮することも重要である。

益子町自主防災組織のイメージ



第3章 日常生活での備え

(1) 各家庭での非常持ち出し品

各自主防災組織は、地域の各家庭に災害時の非常持出品リストを配布するなどして、地域住民における防災対策の支援に努める。

【非常持ち出し品の例】

- ・貴重品（現金、預貯金通帳、権利証書、印鑑、健康保険証など）
- ・応急医薬品、常備薬（消毒液、鎮痛剤、胃腸薬、体温計、絆創膏、包帯など）
- ・衛生用品（石鹸、歯ブラシ、タオル、ティッシュなど）
- ・衣類（上着、下着、靴下、軍手、レインコートなど）
- ・非常食、飲料水など（缶詰、チョコレート、ペットボトル入りミネラルウォーターなど）
- ・生活用品（ライター、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、新聞紙、筆記用具など）
- ・ヘルメット、防災ずきん
- ・その他（携帯ラジオ、懐中電灯、予備の電池など）

(2) 日常防災活動

自主防災組織の日常防災活動として、具体的には以下のようなものが挙げられる。いずれも、地域住民に防災についての関心と理解を高めてもらうこと、また緊急時の防災活動をすばやく的確に行うことを目的とした活動である。

【日常防災活動】

- ・防災に関する学習会や講演会の開催
- ・防災意識啓発、高揚のための広報誌などの発行
- ・地域災害史や災害体験談の掘り起し
- ・防災カルテや防災マップの作製
- ・地域内危険要因や危険個所の点検

第4章 各種訓練の実施

(1) 情報収集・伝達訓練

災害時には、被災状況などの情報をできるだけ「客観的に」「体系的に」「正確に」伝えることが重要である。

訓練前に、町役場総務課等とも相談して収集・伝達する情報項目を決め、その項目についてフォーマットを作成し、そのフォーマットをもとに、効果的な情報収集・伝達法の訓練を行うことが必要である。

【情報収集訓練のポイント】

災害時に自主防災組織のメンバーが、地域の被災状況や避難生活の状況を対策本部の責任者や町の災害対策本部などに報告するための訓練である。

《訓練の手順》

情報班：地域内の被害想定図を作成し、想定図から得た情報を報告する。その際、以下のポイントを明確に伝えるよう注意。

- ・現場の住所、現場の状況
- ・負傷者の有無と程度、今後予測される状況
- ・現在の措置、通報者



情報班長：あらかじめ作成した情報チェック用紙でチェック後、対策本部の責任者に報告。



対策本部責任者：情報から今後の対策を検討し、町や消防機関に通報。

【情報伝達訓練のポイント】

町からの情報や指示事項を住民に確実に伝えるため、模擬情報を使ってリレー形式で訓練を行う。

《訓練の手順》

対策本部（責任者または情報班長）

- ① 口コミまたは電話で、1人目に模擬情報を与える。
- ② リレーする人数は10人くらいが適当。以下のポイントを明確に伝えるよう注意する。
 - ・現在の状況、今後予測される状況
 - ・避難や応急措置の必要性



中間の伝達者：次々に模擬情報を伝達。



最後の人：伝達された内容を記録用紙に記入して、対策本部に提出。

最初の模擬情報と比較し、正確さを検証する。

(2) 避難誘導訓練

避難誘導訓練は、防災マップや防災カルテをもとに、あらゆる被災状況を想定して実行する。災害の種類・規模、被害状況、地域の特性などによって、避難誘導の方法も大きく変わる。傷病者や高齢者などの要援護者の支援はどうするのか、避難経路がふさがってしまった場合はどう対処するのかなど、状況に即した誘導方法を検討しておく必要がある。

【避難誘導訓練の手順とポイント】

- ①訓練前に、避難誘導に必要な資機材（人員把握表、筆記具、班別の旗、ロープ、メガホン、担架など）を準備する。実際に避難場所まで歩き、所要時間を計ったり、経路の安全をチェックしたりする。
- ②本部からの指示を受けて、情報班とともにメガホンなどを使って避難の指示と地区ごとの一次避難場所を伝えてまわる。
- ③一次避難場所では、人員の点呼、携行品や服装などを点検し、傷病者、高齢者、子どもなどに分けて支援者を決めておく。
- ④本部に連絡して、避難場所の受け入れ準備完了の確認ができれば、消防団などの協力を得て、参加者の前後に立ち、避難場所まで誘導する。避難人員を把握し、実際に要援護者も搬送する。
- ⑤避難中は、事故防止に留意する。倒壊の危険のあるブロック塀などのそばを通るのは避け、高齢者や子どもなどの要援護者を列の中心にして、遅れる人が出ないように注意する。
- ⑥避難場所に到着したら、点呼をとり全員の無事を確認し、本部に避難の完了を報告する。

(3) 給食・給水訓練

被災時の給食・給水において重要なのは、すべての人に平等に、そして迅速に食料・水が配給されることである。日頃から地域内での非常食の備蓄計画や救援物資の配給計画を立てておく必要がある。

【訓練を行う前に】

- ①地域の備蓄計画を立てる
 - ・給食、給水が必要となる想定人数、災害時要援護者の割合、調理の手間など、地域の実情に合った計画を考える。
- ②町など公的機関などからの援助物資の配給計画を立てる
 - ・救援物資の受け入れと配給をスムーズに行えるよう、配給計画を作成する。
 - ・避難所では班単位に配給するなど、混乱を防ぐような体制を考えておく。

③様々な被災者への柔軟で的確な対応ができるようにする

- ・災害時要援護者、自宅から避難所などへ食事をもらいにくる人、帰宅困難となった地域外の人など、被災者の多様なパターンを考慮し、対策を講じておく。
- ・給水、給食に関して不公平感や誤解が生じないように、地域の方針や例外的な対応についての説明ができるようにしておく。

【給食・給水訓練の手順とポイント】

①釜や飯ごう、大鍋などを使用した炊き出しの方法を覚える

- ・被災後の衛生状態の悪い状況で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具をしっかり洗浄する。
- ・ガスや電気を使う調理とは勝手が違うので、燃料の確保、水加減、火加減などの習得が必要になる。

②給水拠点や給水方法を決めておく

- ・事前に給水車による給水拠点を決めておく。
- ・給水車からの給水方法を訓練しておく。
- ・ろ過器なしに飲料水を確保する方法（夜露や雨水の採集法、比較的清潔な汚水の簡易ろ過方法など）を学んでおく。
- ・地域内の井戸などの飲料水を確保できる場所も調査しておく。

③防災備蓄食品の特徴や食べ方を知り、実際に作って食べてみる

- ・アルファ化米などを使用した炊き出しなどを実際に体験してみる。
- ・高齢者や傷病者、乳幼児など、要援護者の食事の調理法についても配慮する。
- ・災害時の混乱を想定した上で実際に配給してみて、問題点を洗い出す。

第5章 地震時の初動体制

地震は、震度5弱を超えると大半の人が恐怖を覚え物につかまりたいと感じる。また震度5強になると棚から物が落ちたり、窓ガラスが割れて落ちることがある。震度6弱以上となるとわずかだが全壊住宅が出始め、震度6強で全壊住宅が急増する。

このように震度によって被害の程度は大きく異なるので、震度を目安に次のとおり自主防災組織の初動体制を定める。震度が確認できない場合は、「(3) 震度の目安」により自らが判断することとする。

ただし、全ての防災行動は、自身と家族の安全を確保してから行なうことが大前提であることを事前に地区内で合意しておく。

また、地震が発生した場合、自主防災組織は速やかに応急活動を開始する必要がある。地震発生に伴う活動例を時間的に見ると、おおよそ以下ようになる。

| | 状 況 | 自主防災活動 |
|----------|-------------------------------|---|
| | 地震発生 | |
| 1～2分後 | 揺れがおさまる | |
| 3分後 | ↓ | ・隣近所で助け合い |
| 5分後 | | ・情報班による地域内の被害情報収集 ・町からの情報を住民へ正しく伝達 |
| 10分後～数時間 | 火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見 ↓ | ・水防消火班による初期消火活動 ・救出救護班による救出活動 ・負傷者の応急救護、救護所への搬送 |
| ～数日 | 避難生活 | ・町に協力して避難場所運営 |

(1) 震度5弱、震度5強の対応（警戒本部設置）

【自主防災会役員と情報班】

- ①それぞれが自主的に各自治会公民館等へ集合し、地震災害警戒本部を設置する。
- ②情報班は、テレビ、インターネット等により情報を収集する。
- ③会長は、避難誘導班に災害時要援護者の安否を確認させる。
- ④被害が発生している場合は、災害対策本部に切り替え各班で対応に当る。

【避難誘導班】

- ①災害時要援護者の安否確認を行なう。
- ②必要に応じ、本部へ支援を求める。

【水防消火班、救出救護班、給食給水班の各班員】

- ①各班員は、自宅周辺で被害があった場合は、班長（副班長）へ報告する。
- ②班長からの指示があるまで自宅で待機する。

ポイント

**震度5弱で、自動的に地震災害警戒本部を設置
まずは、災害時要援護者の安否確認を**

(2) 震度6弱以上の対応（対策本部設置）

【自主防災会役員と情報班】

- ①それぞれが自主的に各自治会公民館等へ集合し、地震災害対策本部を設置する。
- ②会長は、被害状況の把握に努め、各班に指示を出し対応に当らせる。
- ③班長、副班長は、会長の指示により災害対応に当る。
- ④情報班は、災害情報を収集し、必要に応じて住民へ伝達する。
- ⑤情報班は、住民の安否情報を集約し、随時会長に報告する。
- ⑥情報班は、各班から入手した情報を整理し記録するとともに、町へ報告する。

【避難誘導班】

- ①災害対策本部に直接参集せず、複数名で隣組単位に集合して、住民（災害時要援護者を含む）の安否確認を行なう。
- ②災害時要援護者の個別支援者は、直接担当する要援護者の安否確認を行なう。
- ③可能な限り班長に安否確認着手の連絡をいれ、終了後は結果報告を行なう。
- ④安否確認中に火災又は要救助者を発見した場合は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部（真岡消防署益子分署）、災害対策本部、及び町に対して消火又は救助を要請し、他者が到着するまで応急対応を行い、他者が到着後は安否確認を継続する。
- ⑤避難者は安全なところへ待機させておき、安否確認が終了した後、揃って避難所へ移動させる。

【水防消火班】

- ①火災を発見しない限りは、まずは災害対策本部へ集合する。火災を発見した場合は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部（真岡消防署益子分署）、災害対策本部、及び町に連絡を入れた後、現地で消火作業に当る。
- ②班長の指示により、火災発生現場へ駆けつけ町役場、消防団等と連携して消火作業を行なう。
- ③状況によっては、救出救護班とともに救助活動を行う。
- ④住民の安否が確認できたら、道路や山の斜面に亀裂等が無いか被害状況を点検し、異常が見られた場合は町に連絡する。

【救出救護班】

- ①家屋倒壊などの被害が見られない場合は、まずは災害対策本部に集合する。
- ②地区内をパトロールして、被害状況を把握する。
- ③班長の指示により、要救助者の救助活動を行う。
- ④状況によっては、水防消火班とともに消火活動を行う。

【給食給水班】

- ①地震災害の初動時には、避難誘導班とともに住民の安否確認を行なう。

ポイント

**震度6弱以上で自動的に災害対策本部を設置
各班は、事前に取り決められた役割を遂行する
避難誘導班は、救助活動等は他班に委ねて住民全体の安否
確認を優先し、被害状況の全容を掴み本部へ連絡する
⇒本部は、全容を掴むことにより効率的な人員の配置を行なう**

(3) 震度の目安

| 震度 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|----|--------------------------|--|--|
| 4 | 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 | 棚にある食器類は音を立てる。 | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く。 |
| 5弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。 | 棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがある | 電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じる。 |
| 5強 | 大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しい。 | 棚にある食器類、書棚の本で落ちるものが増える。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。 |

| | | | |
|--------|--------------------------------|------------------------------------|---|
| 6 弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 <u>木造の全壊住宅が発生する。(数は少数)</u> |
| 6 強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れに | 固定していない家具の殆どが移動し、倒れるものが増える。 | 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 <u>木造の全壊住宅が急増する。</u> |
| 7 | ほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 <u>耐震補強の無い鉄筋コンクリート構造物の多くが崩れる。</u> |

ポイント

**震度6弱になると木造の全壊住宅が発生(少数)
震度6強以上で全壊住宅が急増**

(4) 地震後に家を離れる場合の注意点

地震後に家を離れる場合は、必ずガスの元栓を締め、電気のブレーカを落とさなければなりません。電気のコードが家具の下敷きになったまま停電が回復すると、火災が発生する可能性が高いので、特に注意が必要である。

ポイント

火災防止のため、家を離れる前には必ずガスの元栓を締め、電気のブレーカを落とす

第6章 風水害時の初動体制

風水害は、突発的なゲリラ豪雨などは別にして、事前に気象台などから情報が入るとともに、自らもインターネットで各地の降雨量や河川の水位情報等を入手することができるので、地震災害と比べ十分な事前準備が可能である。

町から発する洪水に係る避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）は、小貝川の堤防決壊を想定し、河川の水位の上昇度合いによって段階的にその危険度を通知するもので、内水氾濫を考慮したものではない。避難準備情報を発令した段階で、既に内水が溢れ、道路が冠水する可能性もあることを十分理解しておく。

したがって、初動体制は、町からの避難情報だけに頼るのではなく、地区独自の基準を設けて対応することが必要。

ポイント

町からの避難情報は、本流の水位の上昇度合いを目安に、堤防の決壊の危険性を知らせるもの。したがって、内水の上昇には対応できない場合がある。避難所への避難は、町の避難情報よりも、地域の道路の冠水状況等を優先して判断することが必要。道路が冠水してからの避難は危険。

（1）大雨洪水警戒本部の設置

自主防災会役員と情報班は、次のいずれかがあったときに各自治会公民館等に集合し、大雨洪水警戒本部を設置する。

ただし、①と②は自主的に集合し、③、④は会長からの連絡により集合する。

①気象台が、（大雨・洪水警報）警報を発表したとき

②小貝川（権現橋観測所）の水位が 1.00m（水防団体待機水位）を超え、今後更に上昇すると見込まれるとき等々

③一時間に 50mm 以上の土砂振り雨が降ったとき

※一時間に 50mm 以上の雨が降ると、水しぶきであたり一面、白くなる。

④その他、会長が必要と感じたとき

ポイント

大雨洪水警報の発表や水防団待機水位の超過など、一定の基準を設けて警戒本部を設置する。警戒本部は、災害対応の準備段階として設置する。

(2) 大雨洪水警戒本部の設置時の各班の役割

【自主防災会役員と情報班】

- ①緊急連絡網により、自主防災組織構成員に警戒本部の設置を連絡する。
- ②災害時要援護者に対して、個別支援者を通じて警戒本部の設置を連絡する。
- ③情報班は、集合後、テレビやインターネット等により気象情報を収集する。
- ④情報班は、住民に注意喚起する。

【水防消火班】

- ①班長の指示により、地区内の危険箇所や冠水常襲箇所をパトロールする。
- ②異常があった場合は、本部へ連絡する。

【避難誘導班】

- ①災害時要援護者の所在を事前に確認しておく。(自宅か自宅以外か)
- ②災害時要援護者等へ随時情報提供を行なうとともに、いつでも避難できるように事前準備をお願いしておく。(食料、常備薬等の準備を促す。)

【救出救護班】

- ①救助用具を直ぐに持ち出しできるように事前準備を行なう。

【給食給水班】

- ①非常食など備蓄物資の点検を行なっておく。

【その他の班員】

- ①直接役割の無い班員は、班長の指示があるまで自宅待機とする。

ポイント

警戒本部体制では、役割の無い班員も自宅へ待機して出動準備する

(3) 大雨洪水対策本部の設置

会長は、次のいずれか事項が発生した時は、自主防災組織の構成員に大雨洪水対策本部を設置することを宣言するとともに、住民に対策本部設置を周知する。

- ①町が避難準備情報を発表したとき
- ②気象台が益子町に土砂災害警戒情報を発表したとき
- ③地区内の国・県・町道等が冠水するか冠水することが予想されるとき
- ④地区内で要避難者が出たとき
- ⑤その他、会長が必要と感じたとき

(4) 大雨洪水対策本部設置時の各班の役割

大雨洪水対策本部設置時には、班ごとに次の役割を担うが、これは一つの目安に過ぎず、状況に応じて会長等の指示により班の枠を超えた支援体制を組むものとする。

【自主防災会役員と情報班】

- ①会長は、気象状況や小貝川水位の把握に努め、各班に指示を出し対応に当らせる。
- ②班長、副班長は、会長の指示により災害対応に当る。
- ③情報班は、災害情報を収集し、必要に応じて住民へ伝達する。
- ④情報班は、住民の安否情報を集約し、随時会長に報告する。
- ⑤情報班は、各班から入手した情報を整理し記録するとともに、町へ報告する。

【避難誘導班】

- ①災害時要援護者へ随時災害情報の提供を行なうとともに、状況に応じて早めの避難支援を行う。避難準備情報を災害時要援護者の避難支援の目安とする。
- ②町の避難勧告を合図に、一定のエリアごとに住民を集団で避難させる。

【給食給水班】

- ①町からの支給もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行い、災害対応従事者に対して後方支援を行う。
- ②水害時の避難所における食料、飲料水、毛布などは避難者各自が持参することが原則であるが、不足が生じる場合に備えて、予め準備しておく。

【水防消火班】

- ①堤防の越水を防ぐため、町役場、消防団と連携して土嚢積み等を行なう。

【救出救護班】

- ①町役場、消防団等と連携して避難が遅れたものを救助する。

ポイント

班割り是一个の目安。必要に応じて会長等の指示により相互支援を行う

(5) 災害時要援護者の避難支援

①個別支援計画の策定

災害時要援護者には、平素から複数名の個別支援者を定めておく（個別支援計画の作成）と共に、平素から災害時要援護者の体調などを把握し緊急時の個別支援の参考とする。

②避難支援のタイミング

災害時要援護者の避難支援のタイミングは、町が発表する避難準備情報を基本とするが、避難準備情報が発表される前に道路が冠水する場合もあるため、道路の冠水状況等を十分把握し、避難準備情報を待たずに避難支援を行うことも必要。

また、避難準備情報を待たずに指定避難所へ避難する場合は、事前に町と調整を行う。

③水平避難と垂直避難

寝たきりで介護が必要な要援護者等は、悪天時、屋外を移動させること自体が体調を悪化させる原因となる場合がある。そのことを踏まえ、一律に指定避難所への避難（水平避難）を優先させるのではなく、状況に応じ自宅若しくは周辺施設の2階以上への避難（垂直避難）も選択肢とする。

ポイント

要援護者は、災害により被災する危険性と、悪天時に移動し命が脅かされる危険性をあわせ持つ。どちらがより危険かを判断し、自宅等の2階以上への避難も選択肢とする。

（6）住民の避難支援

①安全性の高い方を選択

避難とは、自宅に留まることと指定避難所への避難とどちらがより安全かの選択である。したがって、洪水や土砂災害を警戒しての避難なら、自宅が2階建て以上の者が平屋の指定避難所に避難する必要はない。より安全だと思われる方を選択すればよい。

②住民の避難支援のタイミング

町が発表する避難勧告を基本とするが、避難勧告が発表される前に道路が冠水する場合もあるため、道路の冠水状況等を十分把握し、避難勧告を待たずに避難支援することも必要。

ポイント

避難は、自宅に留まるのが安全か、避難所へ移動することが安全かの選択である。したがって、山沿いの平屋住宅(会館)など、自宅より危険だと思われる場所へ避難する必要はない。

第7章 隊員の心構えと行動基準

(1) 隊員としての心構え

災害時には、益子町自主防災組織は防災関係機関と一体となり、地区住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害応急対策活動を行うことになる。

いかなる場合でも隊員自身が混乱することなく、災害対策活動を円滑に行うためには、日頃からの心構えが大切である。

- ①すべての隊員は、それぞれが重要な災害対策業務を分担している。いつ災害が発生しても慌てないように、各自がどのような場合に、そのような体制のもとで、どのような行動をするべきなのかを十分認識しておくこと。
- ②災害時に隊員自身に混乱を生じさせないためには、隊員相互のチームワークが極めて重要であり、日頃から隊員間のネットワークを作成しておくこと。
- ③災害対策は誰かがやってくれるものではなく、隊員一人ひとりの力の積み重ねが大きな力となって実現されるものである。各種の防災訓練も人まかせにせず積極的に参加し、防災資機材の取り扱い方法や応急救護等の知識を身につけておくこと。
- ④いざ災害が発生したら、隊員は地区住民の先頭に立って活動しなければならない。いつでも安心して参集できるよう、常日頃から家具の転倒防止、非常持ち出し品の整備等、家庭での防災対策を実施しておくこと。
- ⑤地区内の被害を少しでも減らすためには、地区住民全体の防災意識を高揚させることが重要である。隊員は、あらゆる方法、機会をとおして、自らの防災意識を高揚するとともに、地区住民の防災意識の普及と高揚に努めること。

(2) 隊員の行動基準

大災害が発生した場合には、ふだんでは考えられないような混乱が生じるおそれがある。地区住民の混乱を抑え、適切な災害応急活動を円滑に行うため、隊員は、以下の行動基準を十分認識しておくものとする。

①自覚を持って行動する

地区住民の生命、身体及び財産を守るのは、隊員一人ひとりの働きかけにかかっている。隊員でも家庭でも、日頃から防災対策や災害対策に関心を持ち、自らが果たすべき責務の自覚を持つことが大切である。

②迅速、的確に行動する。

災害応急活動は、時間との勝負であり、対応が早ければ早いほど大きな効果がある。常に先手をとって迅速に、しかも的確に実施することが大切である。

③積極的に行動する

災害時には、隊員の積極的な行動によって被害を減少させることができる。緊迫した状況で、いろいろな方法や手段について判断に迷うときは、より積極的な対策をとることが大切である。

④責任ある行動をする

災害時に、自らの言動や行動によって地区住民に不安を与え、誤解を招き、町や防災関係機関の活動に支障をきたすようなことがあってはならない。流言飛語の防止に努めるとともに、自らの言動や行動に責任を持つことが大切である。

⑤親切な行動をする

相手の立場に立って親切に対処することは、平常の業務でも大切なことであるが、特に災害時には、平常時では考えられない特異な状況になることが予想される。被災者の立場を理解し、できる限り親切に行動することが大切である。

第8章 自主防災組織の規約例

規約には次のような条項を入れる。組織の名称、会員構成、目的、活動ないし事業、役員、役員の任務、会議、総会、役員会、部や班の設置、防災計画、会費、経費、会計年度、会計監査、付則など。各自主防災組織内で規約を検討し、確認することが必要である。

【規約例】

[名称]

第1条 この会は、益子町〇〇地区防災会（以下「本会」）と称する。

[目的]

第2条 本会は、住民の隣保共同の精神にもとづく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震など」という）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 地震などに対する予防対策
- (3) 地震などの発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 資機材などの整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

[会員]

第4条 本会は、益子町〇〇地区内にある世帯をもって構成する。

[役員]

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長若干名
- 2 役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

[役員の仕事]

第6条 役員は、別に定める防災計画にもとづく職務を行う。

[総会及び役員会]

第7条 総会は、町内会総会と同時に開催する。

- 2 役員会は、会長が招集する。

[防災計画]

第8条 本会は、第3条に定める事業を行うため防災計画を作成する。

〔会費及び経費〕

第9条 本会の会費及び運営に要する経費は、町内会費その他の収入をもってあてる。

〔その他〕

第10条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

付 則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。